

社会福祉法人 睦会 総合福祉施設 須坂やすらぎの園
指定居宅介護支援事業 運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人睦会高齢者総合福祉施設須坂やすらぎの園指定居宅介護支援事業が、介護保険法の理念に基づき、居宅要介護者が居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）の適切な利用ができるよう、指定居宅介護支援の事業を行なうにあたり必要な事項を定める。

(運営方針)

第2条 事業の運営にあたっては、次の事項に配慮する。

- (1) 被保険者が、要介護状態になった場合においても、その者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行なう。
- (2) 被保険者の心身状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な指定居宅サービス等が多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう、配慮して行なう。
- (3) 指定居宅サービス等を紹介する場合は、被保険者の意思及び人格を尊重し、常に被保険者の立場に立って、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行なう。
- (4) 市町村、老人在宅介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称と所在地)

第3条 この事業を行なう事業所の名称等は、次の通りとする。

- (1) 事業所の名称 高齢者総合福祉施設 須坂やすらぎの園
- (2) 事務所の所在地 長野県須坂市大字日滝字寺窪 2887-1

(職員の員数)

第4条 指定居宅サービス等を実施する為、次の職員を置く。

- (1) 管理者（主任介護支援専門員） 1名
- (2) 介護支援専門員 2名以上
- (3) その他の職員 2名

(職員の職務)

第5条 職員の職務内容は、次の通りとする。

- (1) 管理者（主任介護支援専門員）
職員を指揮監督し、業務を統括する。
- (2) 介護支援専門員
要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者とその心身の状況に応じ適切な居宅サービス又は施設サービスを利用できるよう、市町村、居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行う。
- (3) その他の職員
会計の事務及び介護支援専門員の補助業務については、特別養護老人ホーム須坂やすらぎの園職員が兼務する場合がある。

（営業日等）

第6条 営業日は、毎週月曜日から金曜日までとする。

- 2 管理者は、休日であっても業務に支障を来さないよう配慮する。
- 3 営業時間は、8時30分から17時30分とする。
但し、営業日及び営業時間外は、電話等により24時間連絡が可能な体制とする。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、須坂市一円とする。

（介護支援の提供方法）

第8条 指定居宅介護支援事業（以下「介護支援」という。）の提供は、次の方法により行なう。

- (1) 介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、この規程の概要その他の利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得る。
- (2) 介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ居宅サービス計画が利用者の希望を基礎として作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得る。
- (3) 利用者に対し、自ら適切な介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じる。
- (4) 介護支援専門員は、当該居宅サービス計画の原案の内容について、サービス担当者会議を開催又は担当者に対する照会等により、専門的な見地からの意見を求める。
- (5) 要介護認定を受けていない利用者については、当該利用者の意

思を踏まえ、速やかに当該申請が行なわれるよう、必要な援助を行なう。

(6) 正当な理由もなしに介護支援の提供を拒むことはしない。

2 担当件数は、介護支援専門員 1 名当につき、利用者 35 名を基準とする。

(介護支援の内容)

第9条 介護支援の内容は、次の通りとする。

- (1) 被保険者の要介護認定に係わる申請の援助。
- (2) 居宅要介護者の居宅サービス計画の作成。
- (3) 当該居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整、その他の便宜の提供。
- (4) 当該居宅要介護者が、介護保険施設への入所を要する場合にあっては、介護保険施設への紹介。
- (5) 居宅サービス計画の作成後においても、当該居宅サービス計画の実施状況の把握を行なうとともに、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者との連絡調整その他の便宜の提供。
- (6) サービス担当者会議の開催。
- (7) 居宅サービス計画の作成に当たって、当会指定の課題分析手法を用い、支援する上で解決すべき課題を把握し、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整、その他の便宜の提供。

(利用料の受領)

第10条 介護保険法告示上の額とする。

- 2 利用者の選択により、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問し、介護支援を行なった場合にはそれに要した交通費の支払いを利用者から受ける。

(苦情処理)

第11条 提供した介護支援又は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者からの苦情には、迅速かつ適切に対応するものとする。

- 2 苦情の処理にあたり、状況に応じて市町村又は国民健康保険団体連合会が行なう調査に協力するとともに、指導助言を受けた場合においては、その指導助言に従って必要な改善を行なう。

（事故発生時の対応）

第12条 利用者に対する介護支援の提供により、事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 利用者に対する介護支援の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行なう。

（虐待防止に関する事項）

第13条 利用者の人権の擁護・虐待等の防止の為、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待を防止する為の従業者に対する研修の実施。
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備。
- (3) その他虐待防止の為に必要な措置。

- 2 サービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報する。

（業務継続計画の策定等）

第14条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護サービスの提供を継続するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定する。

- 2 従業者に対し、業務持続計画に従い、研修（年2回）と訓練（年2回）を実施する。

（身分証明書の携行）

第15条 介護支援専門員は、身分を証する書類を常に携行し、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から求められたときは、これを提示しなければならない。

（会計の区分）

第16条 管理者は、指定居宅介護支援事業の会計とその他の事業の会計とを区分する。

（記録の整備）

第17条 管理者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 管理者は、居宅サービス計画、サービス担当者会議等の記録、その他の介護支援の提供に関する記録を整備しておくと共に、その完結の日から2年間保存する。

(法令の遵守)

第18条 この規程に定めるもののほか、介護保険法並びに介護保険法施行規則及び関連する厚生省令の定めるところにより、介護支援の事業を行なう。

附 則

この規程は平成 12 年 9 月 1 日より施行する。

平成 12 年 12 月	1 日改正	(職員の員数、営業時間の変更)
平成 13 年 3 月	1 日改正	(職員の員数の変更)
平成 13 年 7 月	9 日改正	(職員の員数の変更)
平成 14 年 1 月	1 日改正	(職員の員数の変更)
平成 14 年 4 月	1 日改正	(職員の員数の変更)
平成 14 年 10 月	1 日改正	(職員の員数の変更)
平成 15 年 3 月	1 日改正	(職員の員数の変更)
平成 15 年 7 月	1 日改正	(職員の員数の変更)
平成 16 年 2 月	1 日改正	(職員の員数の変更)
平成 16 年 5 月	17 日改正	(職員の員数の変更)
平成 18 年 4 月	1 日改正	(職員の員数の変更)
平成 19 年 8 月	1 日改正	(職員の員数の変更)
平成 19 年 9 月	1 日改正	(職員の員数の変更)
平成 20 年 2 月	1 日改正	(営業日の変更、担当件数の追加記載)
平成 20 年 4 月	1 日改正	(職員の員数の変更)
平成 20 年 7 月	6 日改正	(職員の員数の変更)
平成 21 年 4 月	1 日改正	(職員の員数の変更)
平成 27 年 12 月	1 日改正	(職員の員数、通常の実施地域の変更)
平成 29 年 10 月	1 日改正	(職員の員数の変更)
平成 30 年 1 月	1 日改正	(職員の員数の変更)
平成 30 年 3 月	26 日改正	(職員の員数の変更)
平成 30 年 4 月	1 日改正	(職員の員数の変更)
令和 2 年 4 月	1 日改正	(職員の員数の変更)
令和 3 年 4 月	1 日改正	(職員の員数の変更、24 時間連絡体制の追加記載、虐待防止に関する事項の追加記載)
令和 6 年 2 月	1 日改正	(業務継続計画の策定等の追加記載)